

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年12月24日付け27北振第2999号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成27年12月9日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「別紙「協議記録一覧」記載の日時におこなわれた各担当部署と請求者（事業者及び事業者代理人）との間の協議記録」という内容で、計9回の協議に係る特定の日付を指定した上で、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 (1) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「平成9年5月16日の来庁者処理票」外4件の協議記録を特定し、当該協議記録について平成27年12月24日付けで条例第11条第1項の規定により公文書一部開示決定（以下「一部開示決定」という。）を行った。  
(2) 併せて、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書のうち、平成9年1月9日、同月13日、同年2月18日及び平成23年6月2日の協議記録については、保有していないため不存在であるとして、条例第11条第2項の規定により公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成28年1月8日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、異議申立書に不備があったため、平成28年2月8日付けで異議申立人に対して補正を命じ、異議申立人は、当該補正命令に従って、補正書を平成28年2月15日付けで提出した。
- 5 実施機関は、平成28年3月29日付け27環保第2465号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分によって開示されなかった第2の2(2)記載の各年月日に係る協議記録（以下「対象公文書」という。）の開示を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、次のとおりである。

(1) 実施機関の不開示理由について

ア 協議を実施していないことについて

異議申立人は、平成9年1月9日及び同月13日並びに同年2月18日に、福島保健所廃棄物対策課の担当者から福島県の指導要綱に基づき受けた指導の内容を、各々の日付別に記録し議事録として保有している。

また、平成9年2月18日に実施された協議では、異議申立人から福島保健所に対して誓約書を提出している。

上記事情から、実施機関の「協議を実施していない」とする主張は成り立たない。

イ 協議録を作成していないことについて

実施機関は、対象公文書のみ作成していなかったのか。なお、異議申立人は実施機関担当者からの指導内容を議事録として記録している。

ウ 保存期間満了により廃棄したことについて

(ア) 実施機関は、対象公文書について、文書の保存期間（5年間）満了により廃棄された可能性がある旨を主張するが、平成9年5月16日及び同年10月17日の協議に係る協議記録については一部開示決定によって実施機関の保有が確認されており、これらの協議の直前に実施された、同年1月9日及び同月13日並びに同年2月18日に係る協議記録のみを廃棄したとするのは事実と反すると推測される。

また、県の行政組織変更に伴い協議の途中で協議先の機関が福島保健所から県北地方振興局に変更されたが、行政の継続を担保するならば業務の継続性も担保されるべきであることから、業務の引継ぎは重要な事項と思われる。

したがって、業務の引継ぎをしているなら、当然に対象公文書は保存されているものと判断する。

(イ) 平成23年6月2日の協議記録については、文書の保存期間内であり、廃棄はあり得ない。

また、当該日付に実施された議事録を異議申立人は作成し保有しているが、当該議事録で確認できる協議内容から、当該日付の協議記録のみ存在していないとするのは納得し難い。

(2) 不開示決定理由について

実施機関が公文書不開示決定通知書にて、単に協議記録を保有していないとして本件処分をしているが、保有していない根拠を示さずに公文書を不開示としていることには問題がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書について

対象公文書は、平成9年1月9日、同年1月13日、同年2月18日及び平成23年6月2日に実施したとされる、異議申立人及び異議申立人の代理人(以下「異議申立人等」という。)と実施機関の協議記録であると解した。

2 本件処分理由について

(1) 対象公文書を保有していない理由について

対象公文書を保有していない理由は確定できないが、下記の理由や経過が推測される。

- ア 協議を実施していない。
  - イ 協議を実施したが、記録を作成していない。
  - ウ 協議を実施し、記録を作成したが、文書の保存期間(該当文書は5年間)満了により廃棄した(ただし、平成23年6月2日の協議記録は除く。)
- (2) 協議の性質及び協議記録の作成について  
異議申立人等と実施機関の協議は、福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づいて実施される要綱手続前の事前指導にあたるものである。  
また、協議の内容があいさつ程度であったり、軽微なものであったりする場合は、実施機関で協議記録を作成しない場合もある。
- (3) 公文書の廃棄について  
実施機関では、平成9年に作成され、保存期間を満了した公文書を廃棄する際に、当該文書の内容等を把握するためのリストを作成していない。
- (4) 不開示決定理由について  
異議申立人は対象公文書を保有していない根拠を示さずに本件処分をしたことに問題がある旨を主張するが、前記(1)のとおり保有していない理由を確定できないため、示すことはできない。

## 第5 審査会の判断

### 1 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の開示を請求する権利が保障されているが、同条の規定による開示の請求をした者が公文書の開示を受けるためには、当該開示の請求をした時点において、実施機関の保有する公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、異議申立人及び実施機関のそれぞれの主張から、対象公文書の存否等について、以下判断するものである。

### 2 対象公文書の保有の有無について

当審査会は、実施機関から口頭による理由説明を受けた後、対象公文書の存否について確認するため、文書の保存の状態などさらに詳細な調査を行う必要があると判断し、実施機関に再調査を要請した。

その結果、実施機関から当審査会へ次のとおり報告があった(なお、平成30年4月1日から福島市が中核市に移行したことに伴い、同市内の産業廃棄物処理施設設置に関する事務が本県から同市へ移管され、本件開示請求に対応する公文書を含む関係文書についても同市に引き継がれているとのことである。)

#### (1) 文書の保管状況について

本件開示請求がなされた当時、県が保有している異議申立人等との協議等の記録は、平成8年度から19年度までの記録と、それ以降の記録の合計2冊の簿冊に保存され、ロッカーに保管されていた。

なお、一部開示決定した協議記録も当該簿冊に保管されていた。

#### (2) 雑件綴りの存在について

平成8年度及び平成23年度に、上記(1)で確認した簿冊以外に単発での相談や軽微な打ち合わせ内容等について事業者等を問わずに保管する簿冊(いわゆる「雑件綴り」)の存在は確認できなかった。

(3) 電子データの存在について

本件開示請求がなされた当時、対象公文書について電子データでの保管の有無も調査していたが、存在を確認できなかった。

(4) 文書の引き継ぎについて

本件開示請求がなされた事業計画に係る協議事務の所管が、福島保健所から県北地方振興局に移管されたことに伴う関連文書の引継簿等が作成されたという事実は確認できなかった。

(5) 平成23年度に作成した公文書の廃棄について

平成23年度に作成し、保存期間(5年)が満了した公文書は廃棄されていない。

3 本件処分の妥当性

実施機関は、第4の2(1)で主張しているとおおり、対象公文書が不存在である理由の特定には至らないものの、対象公文書の存在が確認できなかったため、不存在を理由として本件処分を行ったものである。

さらに、実施機関は、当審査会からの要請を受け、異議申立人等との間で行った協議等に関する公文書が綴られている簿冊の保管状況及びその内容について再調査したほか、当該簿冊以外に対象公文書が保存されている可能性がある簿冊や、対象公文書を含む関係簿冊の廃棄又は引継ぎ等の顛末が記録された公文書の存否等についても再調査を行ったが、いずれも発見には至らず、対象公文書の存在を推認できる事実も確認できなかった。

以上の点を踏まえると、第4における実施機関の主張及び前記2の実施機関の説明に不合理な点は認められず、対象公文書のみを廃棄したとも考え難いため、仮に異議申立人が主張する日付に協議がなされていたとしても、実施機関では協議記録を作成していなかったため対象公文書を保有していないものと判断される。

4 不開示の理由付記について

(1) 条例第11条第3項の趣旨について

当該規定は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせるため、実施機関が開示請求に係る公文書の一部又は全部を開示しない旨の決定をするときは、処分の根拠となる規定を明示するとともに、不開示とする理由を具体的に記載することを定めたものと解される。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、第4の2(4)で主張しているとおおり、対象公文書が不存在である理由の確定ができなかったため、「開示請求に係る公文書については、保有していません。」との理由を付記し、その不存在の原因、事情等の具体の理由を示さずに本件処分を行ったものである。

第4の2(2)における実施機関の説明によれば、産業廃棄物処理施設設置に係る事務手続は、福島県産業廃棄物処理指導要綱に定める手続を経た後に関係法令に基づく手続が行われるとのことであり、本件開示請求に係る産業廃棄物処理施

設設置に係る事業計画についての事務手続の進捗状況は、同要綱に定める手続の着手前に行われる事前相談の段階にあるとのことであった。

また、事前相談の段階における協議については、その内容があいさつ程度であったり、軽微なものであったりする場合には、当該協議記録を作成しない場合もあるとのことであった。

したがって、対象公文書は、法令等の規定により県に作成が義務付けられた書類であったとはいうことはできない上、仮に実施機関がこれを作成せず、又は作成されたかどうか不明確であったとしても、実施機関の責めに帰すべき事由があったとまではいうことはできない。

さらに、実施機関の説明に不合理な点は認められず、仮に対象公文書が作成されていたとしても、その作成時期から本件開示請求が行われるまでの間には相当の期間が経過しているという事情もある。

以上を総合的に踏まえると、対象公文書が不存在であることの具体的理由を確定できないまま実施機関が本件処分を行ったとしても、やむを得ないものと判断する。

## 5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月29日	・ 諮問書受付
平成28年 3月30日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成28年 4月 5日	・ 実施機関が不開示決定理由説明書を提出
平成28年 5月13日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 6月 8日	・ 異議申立人が意見書を提出
平成30年 6月18日 (第267回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 実施機関から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成30年 7月 6日	・ 実施機関に対象公文書等に関する調査を要請
平成30年 7月20日	・ 実施機関が調査結果を回答
平成30年 7月23日 (第268回審査会)	・ 審議
平成30年 8月17日 (第269回審査会)	・ 審議
平成30年 9月11日 (第270回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者